

# 社会福祉法人白井市社会福祉協議会

## ふれあいいきいきサロン運営補助要綱(案)

(目的)

第1条 この要綱は、人々が地域社会の中での孤立や閉じこもりを防ぐため、主体的・自主的に活動し、地域の支えあい活動の一環としてふれあいいきいきサロン(以下「サロン」という。)を運営するにあたり、これに必要な経費の一部を社会福祉法人白井市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が助成することについて必要な事項を定め、もって、地域の住民同士の交流を深め、気軽に声をかけあう関係を築き、高齢者、障害者(児)、子育て世代、青少年など様々な福祉課題を抱えた方が、地域の中で安心して暮らしていけるまなづくりを推進することを目的とする。

(登録)

第2条 サロンを設置し、運営しようとする者は、ふれあいいきいきサロン設置登録カード(別記様式第1号)に必要な事項を記入の上、本会に登録するものとする。また、登録された内容に変更が生じた場合は届け出るものとする。

(参加者)

第3条 サロンの参加者は、白井市内に居住する高齢者、障害者(児)、子育て中の親子、青少年等とする。

(会場)

第4条 サロンの活動場所は、地域の集会所、個人の自宅等で活動可能な場所とする。なお、サロン開催場所が届け出場所以外で開催する場合には、サロン活動日前に「ふれあいいきいきサロン開催会場変更届(別記様式第2号)」を本会に提出する。

(運営)

第5条 サロンの運営は、サロン代表者と参加者の共同企画により行う。そのため、外部から講師(インストラクター等)を招き、会費から講師へ謝礼を支払う場合はサロンの経費に該当しないものとする。

(秘密保持)

第6条 サロンの運営にあたっては、個人のプライバシーの保護を厳守しなければならない。

(保険)

第7条 サロンの運営に関わるスタッフ、ボランティア及び参加者は「サロン活動保険」に加入するものとする。

2 前項の加入に係る経費は、本会が負担する。

(助成対象サロン)

第7条の2 助成対象サロンは、第2条により登録したサロンとする。

(助成対象経費)

第8条 本会会長(以下「会長」という。)は、次の各号に掲げる運営助成金を予算の範囲内でサロンに交付する。

(1) サロン開設経費 先行サロン視察交通費、什器等購入費、参加者募集経費等で、10,000円を限度とする。ただし、3か月以上活動している団体については、サロン開設経費を助成しない。

(2) サロン運営費 茶菓代、会場使用料等で1回2,000円、月2回を限度とし、登録月より3年間とする。4年目以降6年目までは、1回1,000円を限度とする。7年目以降は助成しない。なお、営業行為が行われている場所でのサロンについては、サロン代表者、連絡責任者、口座名義人が営業活動者と親族関係でない第三者が申請した場合のみ助成する。また、その場合、会場使用料は助成しない。

(3) その他、会長が特に必要と認める経費。

#### (助成金の交付申請)

第9条 前条第1号に規定する開設経費助成金の交付を受けようとする者は、「ふれあいいきいきサロン開設経費助成金交付申請書(別記様式第3号)」及び「ふれあいいきいきサロン年間活動計画書(別記様式第4号)」を、会長に提出しなければならない。

2 前条第2号に規定する運営助成金を受けようとする者は、サロン開始1か月分毎に「ふれあいいきいきサロン開催報告書兼運営助成金申請書(別記様式第5号)」及び「ふれあいいきいきサロン参加者名簿(別記様式第6号)」を、会長に提出しなければならない。

#### (交付決定)

第10条 会長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、登録決定された場合は、「ふれあいいきいきサロンの登録について(別記様式第7-1号)」を、開設経費については、「ふれあいいきいきサロン開設経費助成金交付可否決定通知書(別記様式第7-2号)」を、また、毎月の運営助成金については「ふれあいいきいきサロン運営助成金交付可否決定通知書(別記様式第7-3号)」を、申請者に通知する。

#### (助成金の交付)

第11条 会長は前条の規定により、助成金の交付を決定したときは、次の各号に掲げる方法により助成金を交付する。

(1) サロン開設経費助成金の交付金については、「ふれあいいきいきサロン開設経費助成金請求書兼口座振替依頼書(別記様式第8号)」による。

(2) サロン運営助成金は、サロン開始後3か月分をまとめて、「ふれあいいきいきサロン運営助成金請求書兼口座振替依頼書(別記様式第9号)」による。ただし、交付は1月から3か月毎とし、その他の月より交付を開始する場合にも、年度末に調整するものとする。

#### (実績報告)

第12条 前条第1号によりサロン開設経費助成金の交付を受けた者は、「ふれあいいきいきサロン開設のための経費決算書(別記様式第10号)」を、会長に提出し

なければならない。

(登録抹消)

第13条 サロシは以下の各号により、登録を抹消する。

(1) 当該サロシが本要綱の目的に反することが明らかになったとき

(2) 代表者が会長に「おれあいいきいきサロシ解散届(別記様式第( )号)」を提出したとき

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。